

平成 21 年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	(すわしりつ なかす しょうがっこう)								
学 校 名	諏訪市立中洲小学校								
(ふりがな)	(すわし なかす)								
所 在 地	長野県諏訪市中洲 2 3 7 2 - 1								
電話番号	0 2 6 6 (5 2) 1 9 3 3			FAX 番号		0 2 6 6 (5 2) 1 9 9 5			
学級数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計	
	3	4	4	4	4	4	2	25	
児童・生徒数	102	117	110	112	116	109	666		
	(特支) 0	2	1	1	4	0	8		
教職員数	36 人		学校運営協議会を置く学校として指定された年月日			平成 20 年 4 月 1 日			
学校運営協議会の委員数・構成	25 人	内 訳	地域代表 7人、保護者代表 15人、教職員 3人、 大学教授等有識者 0人						
	学校運営協議会代表者（会長等）：地域代表								
その他	平成 18～19 年度にコミュニティ・スクール推進事業（国の事業）の調査研究指定校となっている。								

（平成 21 年 7 月 1 日時点）

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）」指定前の状況

○ 平成 14 年度から実施された学習指導要領の改訂の際に示された柱の 2、子どもの個性や地域の環境を生かす「特色ある教育課程」の推進に当たって、地域の教育力を生かそうと地域講師を発掘し、地域公開講座を始めていた。

また、同じく地域の自然や教育力を生かして中洲クラブ(※)を発足させ、米や野菜づくりも始めていた。生涯学習の一環として、児童を対象に開催されている地域公開講座の講師の皆さんや中洲クラブのリーダーの皆さんは、児童のために実に協力的に活動をして下さっていた。

※ 主に農業体験を行うために、中洲小学校区内に発足したボランティア組織で、校区内の地域住民や保護者などによって構成されている。現在、その規模は 11 人となっている。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

○ 本校では、地域公開講座や中洲クラブの発足により、地域に根ざした特色ある教育活動をスタートさせることはできたが、当初は、地域講師やクラブのスタッフも限られた方々で、興味を持って活動を始めた子どもたちも限られた人数であった。

中洲地域の皆さんは教育熱心かつ情熱的であるので、学校運営協議会の一員として積極的に本校の教育活動などに対してご意見やご要望を提案していただいたり、その提案を踏まえた教育活動にも積極的に関わっていただくことで、この地域の教育力をより発展的に充実させたいと願い、また、保護者の皆さんも巻き込んで、より多くの子どもたちにこの地域の教育力をより効率的に活用したいと考えた。

さらに、子どもたちと地域人材のかかわりを深めていくことで、地域コミュニティとしての結束が強くなれば、子どもたちの成長にとっても有効であるとも考えた。

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

○ コミュニティ・スクール推進事業の調査研究に取り組んだ平成18年度から「学校に出かけよう。地域が誇れる学校にしよう。」という学校運営協議会の設置方針を掲げ、以下のような手順で委員候補の選出を行った。

① 中洲地区で子どもの育成に関わって下さっている人々に参画を呼びかけて賛同を得た。

② すでに活動として始まっていた地域公開講座の講師の皆さんに学校運営協議会の委員としての合流を呼びかけた。

③ 地域の達人や文化の伝承に造詣の深い方々にも委員としての参画を呼びかけた。

そして、①～③の中から学校運営協議会を構成する委員を学校長、市教育委員会、PTA会長で選出したが、学校運営協議会の活動とPTA活動が重なってしまうような点もあり、活動の主導権をいずれがとることがよいのかという問題が発生し、委員の構成をPTAとの関わりで吟味する必要が生じた。

⇒ 研究の2年目を迎えるに当たり、学校運営協議会とPTAの関係をさらに円滑にすることを願って、PTA総務会の構成員を学校運営協議会の委員に位置づけるよう改訂した。

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

○ 学校の主体性を大事にして、学校目標の具現を支援する立場に立って必要な教育活動を提言し、その活動に協力していきたいという思いから、学校目標に対する学校の願いや意図を具体的に説明するよう求めた。

【学校運営に関する事項に対するもの】

○ 学習支援部会(※)としては、学校の教育活動には十分協力するので、例年行われている内容だけでなく、手助けが必要だと思われる内容であったら何でも良いので、提案してほしい。

※ 学校運営協議会が提案する教育活動等を実践する組織として、学校運営協議会の下に6部会を設置している。各部会は学校運営協議会委員の他、地域住民や保護者の方によって構成されている。(部会構成は下記7の図を参照)

○ 参観日や学校運営協議会の時に来校して、施設面のレベルアップや改良(手すりの設置など)について提案した。

- 校章となっている梶の樹を大切にし、児童や保護者に校章の願いがよく分かるような工夫が出来ないか提案した。
- 昨今の児童の登下校に絡んだ凶悪な事件の発生につけ、子どもたちの登下校時の安全が心配される。安全が確保できるような体制を考えてほしい。
- 忙しい世の中になっていて、学校からの連絡を見逃し聞き流してしまうことがあるという保護者の声を聞くので、せめて学校行事の周知を図る必要がある。
- 校舎前にあるカリンの実が、いつも虫の害を受けて落ちてしまうことが残念である。教育活動の中で、世話をする方策を考えていくことはできないか。

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- 学校運営協議会の運営を担当する教員の加配措置の継続を求めた。(H19年度末、H20年度末)

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

- 毎年2月に次年度の学校運営方針について説明し協議する「中洲教育を考える会」(※)において、学校目標に対する学校の願いや意図を具体的に説明している。
 ※ 学校が、中洲小学校の教育活動全般にわたって願いや活動内容を地域住民の方に説明し、ご意見をいただく会
- 階段に手すりをつけたり、部分的にはげ始めていた床面の固定修繕を行うなど、施設面の修繕及び改修を行った。
- 地域の皆さんが大切に考え、校章の樹ともなっている梶の樹に表示板をつけたり、玄関ホールに校章の額を設置したりした。
- 児童が安全な登下校をすることができるように、老人クラブや地域の皆さんと協力して、犬の散歩をしたり買い物に出かけたり、登下校の時間帯に合わせてキョロキョロブラブラする「キョロブラ運動」を進めている。
- 各家庭に一斉にメール配信できるようメーリングリストを作成し、学校行事等の情報をメール配信している。

【教育活動に関すること】

- 学校運営協議会を通じて、学習支援をして下さる協力者を募り、習字の時間では毛筆に堪能な方を外部講師として招いたり、算数の九九を扱う時間や家庭科のミシンを扱う時間に協力者を配置して少人数学習を実施するなどしている。
- 学校運営協議会の交流教育部会の皆さんや果樹組合の方の協力を得て、1年生と6年生の交流の活動として、カリンの摘果や袋かけなどの世話に取り組み、秋にはカリン漬け作りを行っている。

【教職員の任用に関すること】

- 19年度末の要請については加配をいただいたが、20年度末の要請については財政難を理由に加配措置されないこととなった。

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- 図工や生活科、音楽など技能安全面で配慮が必要な授業に、学校運営協議会の皆さんの力を借りたことにより、効率的かつ万全な内容で進められた。
また、学級王国的な意識が弱まり、地域や全職員で子どもを育てるという開かれた学級作りの意識が育っている。
- 地域や保護者の皆さんの学校への出入りが多くなったことにより、全ての人が教師であるという空気が生まれ、子どもがどんな大人ともしっかり学べるようになってきた。
また、学校側として、学習支援面でお願いしたいことがあっても、どなたにお願いしたらよいか悩んだり、どんな風をお願いしたらよいか迷ったりして、結局そのままにしてしまうようなこともあったが、学校運営協議会の設置後は、学校や地域・保護者の皆さんとのパイプが太くなり、お願いしたいことが気軽にまた具体的に頼めるようになってきた。

【教育委員会側】

- 地域公開講座で使う材料費等も、当初は外部講師の持ち出しになりがちであったが、学校運営協議会の活動が活発になるに従い、必要経費等の援助など、経済的な面での支援を行うようになった。
- 本校で学校運営協議会を中心とした地域や保護者の皆さんによる活動が活発になるに従い、教育効果を感じ取った市教育委員会が、市内小中学校に対して学校支援地域本部事業に取り組むことを推進した。

【園児・児童・生徒側】

- 昨今の児童を取り巻く環境の変化や社会風潮を反映し、学校生活に落ち着きがなく、友だち同士のトラブルが生じやすい子どもも見られた。そのような子どもであっても、地域の方とふれあって物作りにいそしんだり、外部講師として地域や保護者の皆さんに教えてもらったり、登下校時に「おはよう」「おかえり」と声をかけてもらったりすることにより、人間的な温かい心の芽が育ち、相手を尊重し理解し合った言動や雰囲気が増してきている。
- 学校運営協議会委員の皆さんからの支援を得て、書写や家庭科のミシンの使い方、九九の指導など、児童一人ひとりに寄り添った授業を進めることで、教師1人で教えるよりも、効率的かつ安全に学習が進められ、あわせて児童に幅広い見方や考え方をする力がついてきた。

【保護者側】

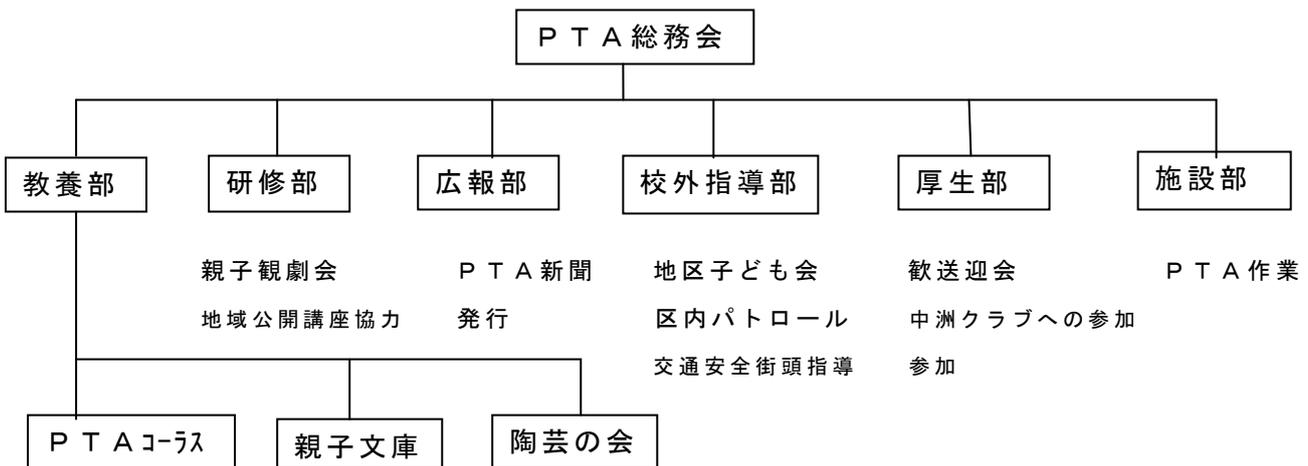
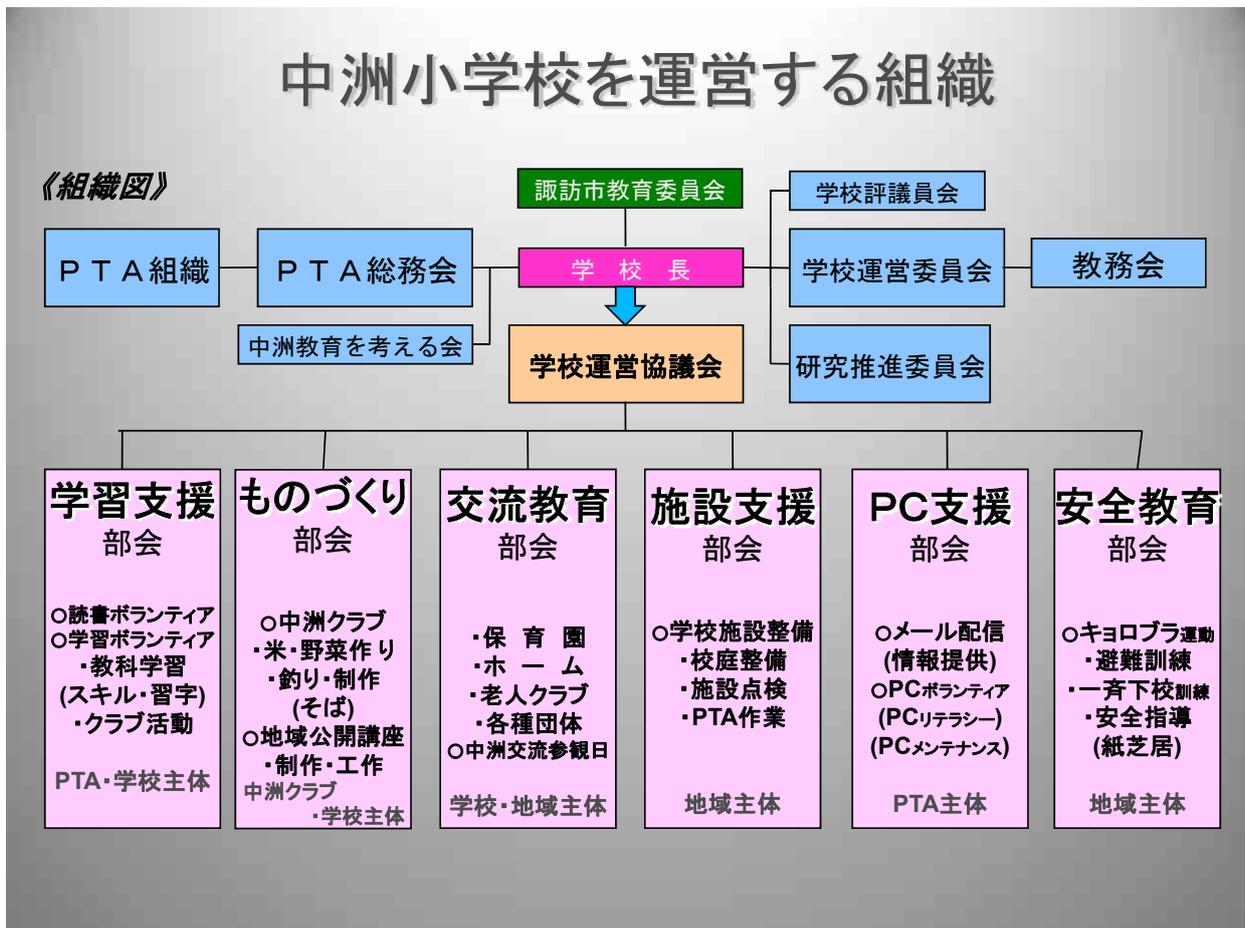
- 学習ボランティアとして授業参加をしたり、子どもを指導する場を経験したりすることで、身勝手な批判や要求の不適切性を感じとる大人が増え、教育活動推進の理解者を増やしている。

【地域側】

- 子どもの笑顔や素直な言動が、地域人材や学習ボランティア、保護者に好感を与え、子どもと地域の皆さんとの間に良好なつながりを生み出している。
- 授業に参加したり、登下校の見守りをしたりすることにより、児童との距離が狭まり、児童に対して挨拶をしたり簡単な会話を交わしたりする方が増えてきた。
- 「地域で育てる子どもたち」という風潮が広がってきている。

7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- PTAと学校運営協議会の活動内容が似通っている部分があり、どの組織がその活動を進めていく主体であるのか迷ったり、どの組織も同じような内容の活動を進めたりすることがあり、調整を深めていく必要が生ずることがある。



8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

○ P T Aと学校運営協議会が協力して活動を進めたり、活動の役割分担を明確にして進められるように、今年はP T Aの各部長さんを学校運営協議会の委員として据え、お互いの活動内容を把握したり、協力した活動ができるように組織を一部変更した。

その結果、P T A校外指導部と学校運営協議会の施設支援部会とでは、学校環境を親子で整備するP T A作業の前に打ち合わせの機会をもち、協力して校庭と倉庫の間をスムーズに行き来できるように道をつくって頂くことができた。学校運営協議会の施設支援部会の皆さんは、重機を使って大々的に作業を進めて下さり、P T Aの皆さんは、大勢で校庭整備をして下さったので、効率よく作業が進んだ。

このように、お互いの活動内容が分かっていると、利点を生かし合って、今まで以上に効率よく活動を進めていただけるものとする。

II 学校運営協議会の実際の運営状況等

1. 学校運営協議会の運営状況

(平成20年度実績：年6回開催)

回	年月日	議 題 等
1	H20. 4.30	・ H20年度運営方針の承認 ・ 規約の確認 ・ 各部の活動報告 ・ 意見交換
2	H20. 7.16	・ 各部の活動内容、課題や悩み発表 ・ 各部会と諸団体との連携について ・ 運営に関わる意見交換
3	H20. 9.25	・ H20年度学校評価について ・ 「安心の家」新設に伴う広報について ・ 各部会の活動について ・ 学校運営、子どもたちの様子などに関わる意見交換
4	H20.11.13	・ 各部会の活動状況と課題について ・ H20年度学校評価の結果と分析、考察について ・ 中洲交流参観日について ・ 学校運営、子どもたちの様子などに関わる意見交換
5	H21. 1.19	・ 学校支援地域本部事業について ・ H21年度の組織について ・ 各部からの報告 ・ 中洲交流参観日について
6	H21. 3.10	・ 来年度の学校支援地域本部事業について ・ H21年度の組織について ・ 各部からの報告 ・ 本年度活動のまとめ冊子作成について
(補記)		

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の任期（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

3 年
1 年

学校教育活動の深まり・高まりを願い、会長・学校長両者の納得のうえ、委員の推薦や組織の工夫を行う。（たとえば、地域代表者の選出にあたって、地域の人材を有効に活かせる相談をするなどの工夫をした。）

- 学校運営協議会の議事内容の公開状況

学校運営協議会を開催するたびに記録をとり、成案を活動のまとめの冊子に記載して、関係者（学校運営協議会の委員及び学校運営協議会の6部会を支えて下さっているボランティアの皆さん）や市教育委員会へ配布している。

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

- PTA総務会員を学校運営協議会委員として構成し、お互いの活動内容を把握したり、協力した活動ができるようにしている。
- PTAの各部で計画された活動の企画や推進に対して、子どものために十分か、学校運営協議会で吟味したり知恵を重ねたりしていている。

4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 「中洲教育を考える会」を2月に開き、次年度の教育活動への意見を募っている。学校運営協議会委員、保護者、中洲6地区の行政区長、各行政区の地域役員など広く呼びかけて参加者を募っている。

5. その他

（別途資料）

- 「諏訪市立中洲小学校学校運営協議会規約」
- 「付則 諏訪市立中洲小学校学校運営協議会運営要領」

諏訪市立中洲小学校学校運営協議会規約

(名称)

第1条 この会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)第47条の5及び「諏訪市学校運営協議会規則」(諏訪市教育委員会規則第1号、以下「教育委員会規則」という。)に基づき、諏訪市教育委員会(以下「教育委員会という。’)が学校運営協議会を設置する学校として指定した諏訪市立中洲小学校(以下「学校」という。)に設置され、諏訪市立中洲小学校学校運営協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、学校の運営に関して教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進及び連携強化を図ることにより、学校、保護者、地域住民等がそれぞれの意見、要望を踏まえながら相互の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童の健全育成に取り組むことを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、学校PTA等保護者の代表、地域住民等、学校教職員より、教育委員会規則に基づき選出され、教育委員会が任命した25名以内の学校運営協議会委員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 委員のうち7名を学校運営協議会理事(以下「理事」という。)とし、理事会を開くことができる。理事は、地域代表者2名、PTA代表者2名、学校代表者3名によって構成する。その選出方法については、付則:諏訪市立中洲小学校学校運営協議会運営要領(以下要領という。)で定める。

3 理事会は、協議会が滞りなく開催されるための準備をする。

4 第2条の目的達成のために必要と認める場合は、部会を設けて部員をおくことができる。ただし、理事は部会にも出席できる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長及び副会長は、要領に基づいて、委員の互選により選出する。ただし、会長は校長及び教職員を除く委員のうちから選出するものとする。

3 会長は、会務を総理し、及び協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、4月から3月までの1年とし、再任することを妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には補充員を選任する。補充員の任期は前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(会議)

第6条 協議会は、学校に関わる次に掲げる事項について、校長が作成した毎年度の基本

的な方針等の承認を協議する。

- (1) 学校の教育目標及び経営方針に関すること。
- (2) 学校の組織編成に関すること。
- (3) 学校の施設及び設備の管理並びに整備に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要であると認める事項に関すること。

2 協議会は、学校の運営に関する次に掲げる活動を行う。

- (1) 学校の運営に関する地域住民等の理解、協力、参画等を促進する活動。
- (2) 協議会の活動状況に関する情報の積極的な発信並びに地域住民等の意見要望等の把握及びその反映。
- (3) 学校の運営状況の点検及び評価。
- (4) 前項に規定する事項のほか、第2条の目的を達成するために必要な活動。

3 協議会は、各部会に関わる次に掲げる事項について、基本的な活動計画等の承認を協議する。

- (1) 各部会の活動目標及び活動方針に関すること。
- (2) 各部会の活動計画に関すること。
- (3) 各部会の正副部長の承認と部員構成に関すること。
- (4) 各部会の活動による収益金に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部長が必要と認めること。

4 理事会および協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

5 各部会は、必要に応じ部長が招集し、部長が議長となる。

(意見の申し出)

第7条 協議会は、学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由し、長野県教育委員会に対して意見を述べることができる。

(守秘義務等)

第8条 委員及び部員は、職務上知り得た秘密や児童等の個人情報等を漏らしてはならない。委員及び部員の職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員または部員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員または部員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会、部会及び学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(議事)

第9条 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

4 会長は、会議録を作成し保管しなければならない。会議録には、議長が指名する2名の委員が署名、押印する。

(会議の公開)

第10条 会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

(1) 学校職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2) その他、特別の事情により、協議会が必要と認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(報酬)

第11条 委員および部員の報酬は、無償とする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、学校内に置く。

(規約の変更)

第13条 この規約は、委員総数3分の2以上の議決により改正することができる。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

本規約は、平成20年4月1日から施行する。

諏訪市立中洲小学校学校運営協議会運営要領

運営上の規定

1 理事の選出

- (1) 地域代表者2名は、中洲小学校区住民より、校長の推薦によって選出し、互選により会長、副会長となる。
- (2) P T A 代表者2名は、当該年度のP T A 会長及び前年度P T A 会長があたる。前年度P T A 会長は、副会長となる。
- (3) 学校職員代表者3名は、当該年度の学校長、教頭、教務主任があたる。

2 委員の選出

- (1) 理事以外の委員は、当該年度の会長の推薦によって選出された地域代表者1名、老人クラブ会長1名及びP T A 総務10名と各部長6名により構成する。

3 その他

- (1) 部長が学校運営協議会に出席できない場合には、副部長が出席する。

部会の規定

1 組織

- (1) 各部会では、正副部長を1名ずつ、部会内の互選により選出し、学校運営協議会で承認を得る。
- (2) 部長・副部長の任期は4月から3月までの1年間とし、再任することを妨げない。
- (3) 部会の推薦により、必要数の部員を置くことができる。部員の任期は4月から3月までの1年間とし、再任することを妨げない。

2 活動内容

- (1) 学習支援部会……学校からの要請に応え、学習ボランティアによる授業支援など。
- (2) ものづくり部会…中洲クラブ、ものづくり授業、地域公開講座の支援など。
- (3) 交流教育部会……地域内・地域間の交流と、学校と地域との交流推進支援など。
- (4) 施設支援部会……学校施設設備に関すること、営繕ボランティア運営と作業支援など。
- (5) P C 支援部会……学校からの情報発信支援とパソコンを活用した学習の支援など。
- (6) 安全教育部会……児童の安全を見守るボランティア活動と安全教育への支援など。

中洲小学校 コミュニティスクール



長野県諏訪市立 中洲小学校「特色ある学校づくり」

諏訪市立中洲小学校の概要

所在地 諏訪湖の東南に位置する
学級数 普通学級 23学級
特別支援学級 2学級 計25学級
1学年のみ3学級 他学年4学級
児童数 675人
教職員数 36人

中洲地域の様子

- 学区に中央道諏訪インターがあり、今では住宅地が多くなってきているが、まだ田畑も残っている。
- 七年に一度の大祭諏訪御柱祭や、稲の豊穡を祈念する稲虫祭など昔からの伝統や文化を大切にする地域である。
- 教育熱心。事を起こすまでは慎重だが、行動を起こすと情熱的。

中洲小学校 学校目標

「たくましく 心温かな 中洲の子」



『自分を鍛え、大事にし』

『他を思いやり、伝え合い』

『中洲を愛し、ふるさとと思える』

中洲地域に脈々と生き続けている文化や豊かな人材、技(達人や名人など)を生かした活動を工夫しつつ、このような子どもたちを育てたい。

このことから文部科学省の指定を受けてコミュニティ・スクールの研究を推進した。

中洲小学校運営協議会について

＜学校運営協議会の設置に向けて＞

地域に根ざした特色ある教育活動として

- ・地域公開講座
- ・中洲クラブ



地域の教育力をより発展的に充実させたい。
より多くの子どもたちに地域の教育力を効果的に活用したい。

＜設置決定後から設置までの課題とその対応状況＞

設置方針

「学校に出かけよう。地域が誇れる学校にしよう。」

課題

学校運営協議会の活動とPTA活動に重なりがある。活動の主導権をどちらがとるか。

対応

構成メンバーを考えることで設置後も工夫を重ねていこう。

＜コミュニティ・スクールの実現＞

＜中洲小の学校運営協議会＞

上條 康弘氏を会長として、25名の委員から構成されている。

内訳は、地域の代表7名、保護者代表15名教職員3名である。

運営協議会は、6つ部会からなっている。

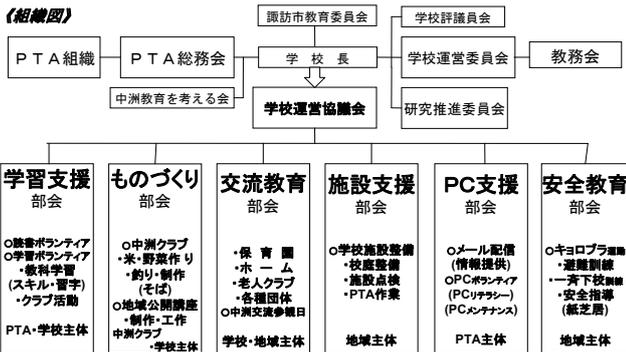
- ・学習支援部会
- ・ものづくり部会
- ・PC部会
- ・交流教育部会
- ・施設支援部会
- ・安全教育部会

学校運営協議会の基本の方針

- ・学校の主体性を大事にし、学校目標の具現を目指す手助けをすること
- ・学校現場を乱さないよう配慮すること

中洲小学校を運営する組織

（組織図）



学校運営協議会の充実

○基本的な委員・理事の構成

→会長1名、副会長2名、理事7名を含めて25名。

○運営について

→「論議の積み重ね」や「お互いの納得」を大事にする。

○より多くの諸団体との連携を深める。

学校運営協議会の提案した主な意見

- ・学校目標に対する願いや意図の説明を求める
- ・学習支援部会からは、手助けが必要と思われる内容があったら、何でも提案を。
- ・施設面のレベルアップや改良、階段手すりなどの提案
- ・校章になっている樞の樹を大切に、校章の願いがよく分かるような工夫を。
- ・子どもたちの登下校の安全が確保できる体制を
- ・保護者に学校行事が周知徹底できるように
- ・校舎前のカリンを大切に世話する方策を

学習支援部会について

○各種学習活動にボランティアを積極的に取り入れる。

- ・習字の指導
- ・わら細工指導



ミシン指導支援



リース作り
プッシュボンド使用支援



○より多くのボランティアを募る

ものづくり部会について

○相手意識に立つ
ものづくり科授
業の学習ボラン
ティア



- ・リサイクル工作
- ・モビール作り

○地域公開講座の
補助を行う。



○中洲クラブとの連携を深める

トウモロコシの苗植え



サツマイモの苗植え



年間を通じた中洲クラブの活動

田植え



餅つき会



交流教育部会について

○デーサービスの訪
問、地域の老人と
の交流。



○「カリンの学習」
「保育園との交
流」など

○子どもたちが地域
の人々や文化、技、
生き方と直にふれ
あう機会づくり



カリンの世話と収穫の様子

カリンの摘果と袋かけ



カリンの砂糖漬け作り



施設支援部会について

- PTA作業への指導・支援や、困難な作業の実施等で、学校内外の施設充実を図る。
 - ・倉庫の床整備
 - ・階段の手すり設置



PC支援部会について

- ホームページ更新
- 「子どもを守る安心の家」地図作成。
- クラブ活動支援
- メール配信への取り組み



安全教育部会について

- キョロプラ運動の推進、「安心の家」のお願いなどを、地域の諸団体とより連携を深めて行う
- 避難訓練への参加。
- 不審者対応の防犯教室の実施など。



梶の表示板



校章の額



学校運営協議会の提案により学校や教育委員会が行った具体的な取り組み

- 1 学校運営に関すること
 - 階段に手すり設置。床板の固定修繕。
 - 梶（校章の樹）に表示板の設置。玄関ホールに校章の額新設。
 - 老人クラブや地域の皆さんと協力して、キョロプラ運動の充実。（登下校の交通安全見守り運動）
- 2 教育活動に関すること（担任1人では指導が難しい学習に対しての支援の申し出）
 - 毛筆指導、九九やミシン指導に対する支援。
 - カリンの栽培と収穫の指導及び支援。
 - 避難訓練、集団下校など安全教育に対する参加と支援。

学校運営協議会設置後の成果

- 1 学校（職員）側
 - 技能安全面で配慮の必要な授業
 - 効率的かつ万全な内容で進む。
 - 開かれた学級作りの意識が育つ。（教師側）
 - 子どもが、教師以外の大人ともしっかり学べる。
- 2 教育委員会側
 - 必要経費等の援助
 - 市内小中学校に学校支援地域本部事業の推進
- 3 児童側
 - 人間的な温かい心の芽の育ち、相手を尊重し合う雰囲気
 - 幅広い見方や考え方をする力の育ち

4 保護者側

- ・ 教育活動推進の理解者が増す。

5 地域側

- ・ 子どもと良好なつながりを生み出している。
- ・ 挨拶や簡単な会話を交わす方が増える。
- ・ 「地域で子どもを育てる」という風潮広がる。

学校運営協議会の抱えている課題と その改善に向けて

学校運営協議会設置当初から抱えていた課題
「学校運営協議会とPTAの活動内容が似通っている
部分がある。」

課題改善に向けて

推進2年目 → PTA三役が学校運営協議会の委員
になる

指定1年目 → PTA総務会役員が学校運営協議会
の委員になる

指定2年目 → PTA総務会役員が学校運営協議会
の各部の部員になる

成果と今後の取り組み

- ・ PTA総務会役員が学校運営協議会の活動内容を把握したり協力した活動ができるようになる。

<例>

PTA施設部と学校運営協議会の施設支援部会協力して校庭と倉庫の間の段差を解消する（PTA作業で）

今後の取り組み

- ・ 学校運営協議会とPTAが役割分担を明確にし、協力して進める。

PTA作業の様子

重機を使う学校運営委員会施設支援部会

スコップで土をならすPTA施設部



ご静聴ありがとうございました